

答申第 60 号

平成 19 年 4 月 20 日

兵庫県知事 様

情報公開審査会

会長 錦織 成史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 18 年 3 月 24 日付け諮問第 167 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 16 年 11 月 17 日に所有権移転された西宮市甲陽園東山町 1 - 25 についての取得者に対する不動産取得税課税内訳書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「特定日に特定の法人によって所有権移転された西宮市内の特定の土地についての取得者に対する不動産取得税課税内訳書並びに当該課税に係る不動産取得申告書及び納税状況名寄照会」を非公開とした決定を取り消し、その存否を明らかにした上で、改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県知事が平成18年1月10日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書等において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 本件公文書は、特定日に特定の法人(以下「本件法人」という。)によって所有権移転された西宮市内の特定の土地についての取得者に対する不動産取得税課税内訳書並びに当該課税に係る申告書及び納税状況の分かる文書である。
- (2) 本件公文書に係る西宮市内の特定の土地(以下「本件土地」という。)は、旧国鉄用地であり、開発する場合には住民に協議することが約束されていた公共性のある土地である。土石流危険渓流を含む砂防指定地域にあり、旧国鉄が造った擁壁や盛土地盤及び暗渠造成工事の資料を明らかにしないまま売却された。
- (3) 取得者は、本件土地を取得した日に転売しており、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)の届出も住民が指摘するまで行わないなど倫理性に問題がある。
- (4) 一般県民は、身近な里山を次々と失いながらも県民緑税を徴収されており、申告制度と庶民に対する徴税制度との矛盾がある。住民は、安全・安心なまちづくりを自治会のコンセプトとしており、本件公文書に記載された情報を知る必要がある。

(5) 不動産登記に公信力がない等の主張をして、登記簿に記載された情報さえ公開しないのは、土地転がしを容認するものであり、県民の知る権利を否定し、説明責任を放棄するものである。情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第7条（部分公開）や第8条（公益上の理由による裁量的公開）の趣旨からも、本件公文書を公開すべきである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公開請求は、特定の法人に係る不動産取得税課税内訳書並びに当該課税に係る申告書及び納税状況の分かる文書の公開を求めるものである。不動産取得税課税内訳書は、県民局長が不動産取得税を課税する際に、税務調査に基づく調査結果を記載し、作成するものである。本件課税に係る申告書としては、不動産取得申告書があり、納税状況の分かる文書としては、納税状況名寄照会がある。

2 本件公文書の存否に関する情報は、一般に公にされていない法人の営業活動に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の利益を害するおそれがあると認められるから、条例第6条第2号の非公開情報である。

3 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第22条にいう秘密とは、一般に知られておらず、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する事実で、地方税に関する調査に関する事務に関して知り得たものとされている。

本件公文書の存否に関する情報は、特定の法人による特定の土地の取得という一般に知られていない情報であり、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有する情報であり、地方税に関する調査に関する事務に関し知り得た情報でもあるので、法第22条の秘密に当たり、これは条例第6条第4号の非公開情報である。

4 不動産取得税は、不動産の取得に対し当該不動産の取得者に課する税であるが、所有権移転登記があれば、当該登記名義人が必ず当該不動産の取得者になるとは限らない。不動産取得税の課税については、税務調査によって得た情報から「当該取得者が当該不動産を取得した」と認定した場合においてのみ課税

されることになる。

5 租税の賦課徴収事務の円滑な遂行は、納税者の協力を前提にしており、提出される申告書や情報が税の賦課徴収のみに利用されるという納税者との信頼関係の上に成り立っている。税務情報が一般に公にされることになれば、仮にそれが一般に公にされているような情報であったとしても、税務行政庁が情報を公にしたという事実により、納税者との信頼関係が損なわれるおそれがある。本件公文書の存否に関する情報は、条例第6条第6号の非公開情報である。

6 したがって、本件公文書の存否を明らかにすると、条例第6条第2号、第4号及び第6号の非公開情報を公開することになるため、明らかにすることはできない。

7 不動産取得税課税内訳書には、不動産の取得者及び旧所有者の所在地及び名称、取得者の電話番号、申告の有無、不動産の所在地・地番・地目・地積、登記番号、登記年月日・取得年月日、取得原因、課税年度、課税番号、調定年月日、取得者が同時に取得した土地の総筆数、調査上の地目、固定資産税課税台帳に登録された価格（以下「登録価格」という。）、評価格、控除額、課税標準額、税額、摘要、資料所属年度、調査番号、起案及び決裁の年月日、担当職員印の印影、取得者が同時に取得した本件土地以外の土地の所在地・地番・地目・地積等の情報が記載されている。

また、不動産取得申告書には、取得者の所在地・名称・電話番号、不動産の所在地・地番・地目・地積、取得原因、登記番号、登記年月日・取得年月日等が、納税状況名寄照会には、税額、徴収額、徴収未済額等が記載されている。

これらの情報は、いずれも条例第6条第2号、第4号及び第6号の非公開情報に該当する。

8 異議申立人は、公開請求の理由として、国土利用計画法に基づく届出も異議申立人らが指摘するまで行なわなかったことを挙げており、これは条例第8条の規定の適用を主張する趣旨と解されるが、同条において条例第6条第4号の非公開情報は除外されており、異議申立人が公開を求めている情報について条例第8条を適用することはできない。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、特定日に特定の法人によって所有権移転された西宮市内の

特定の土地の取得者に対する不動産取得税課税内訳書並びに当該課税に係る不動産取得申告書及び納税状況名寄照会である。

2 非公開情報該当性について

(1) 不動産取得税課税内訳書について

ア 条例第6条第4号は、「法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報」が記録されている場合を除き、公文書を公開しなければならない旨規定する。

法第22条の規定により守秘義務を課された情報は、この条例第6条第4号が規定する非公開情報に該当すると解される。

そして、法第22条に規定する秘密は、税務調査により知り得たすべての情報を秘密とするような形式秘ではなく、非公知の情報で実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる実質秘と解すべきである。

イ 本件法人が本件土地を取得したという情報は、不動産登記簿によって公になっており、土地を取得した場合には不動産取得税が課税されるのであるから、本件法人が本件土地を取得したという情報や不動産取得税が課税されているという情報は、非公知の情報で実質的に秘密として保護するに値するものとは認められず、法に規定する秘密に当たらないと解される。

諮問庁は、所有権移転登記があっても当該登記名義人が不動産取得税の課税上取得者になるとは限らない旨主張するが、所有権の帰属は法上公示されるべきものあって、登記されていない場合があることを理由に非公開とすることは相当ではない。

同様の理由から、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

ウ 諮問庁は、税務情報を税務行政庁が公にすると納税者との信頼関係が損なわれるおそれがある旨主張するが、税務行政庁であっても、条例上の実施機関として、公文書公開請求があった場合には、条例第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開すべき義務があるのであって、税務情報だからといって、そのすべてを非公開とする制度を情報公開制度が採用しているとは解されない。

そして、本件法人が本件土地を取得したという情報は、不動産登記簿によって公になっており、この情報を公にすることにより、県の機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは解されない。

エ 以上のことから、本件法人が本件土地を取得したという情報や不動産取得税が課税されているという情報は、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解される。

オ 不動産取得税課税内訳書に記載された情報のうち、不動産の取得者及び旧所有者の所在地及び名称、不動産の所在地・地番・地目・地積、登記番号、登記年月日・取得年月日、取得原因は、不動産登記簿により確認することができる情報であり、法第22条の秘密に当たらないと解される。また、これらの情報を公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは解されず、さらに、県の機関が行う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは解されない。

カ 申告の有無、取得者の電話番号、課税年度、調定年月日、調査上の地目、資料所属年度、起案及び決裁の年月日、担当職員の印影のように、不動産登記簿によって確認することができない情報も不動産取得税課税内訳書には記載されている。

これらの情報のうち、申告の有無については、申告書を提出した法人であれば、県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第53条に規定する義務を履行したものであり、実質的に秘密として保護するに値する情報とは認められず、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれや県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないし、また、当該申告書を提出していない法人であれば、当該義務を履行していないものであり、その事実が明らかになることによって何らかの不利益を被ることになっても受忍すべきものと考えられ、この場合も同様である。したがって、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解される。

取得者の電話番号は、法人を代表するような電話番号であれば、通常公開されている情報であり、上記の非公開情報に該当しないと解される。取得者の所在地で不動産登記簿と異なるものが記載されている場合も、法人の所在地であれば同様である。

地目は、不動産登記簿に表示されており、調査上の地目がそれと異なる場合であっても、その地目は登記する義務があるのであって、登記されていない

い場合があることを理由に非公開とすることは相当ではない。したがって、上記の非公開情報に該当しないと解される。

その他の情報も、上記の非公開情報に該当しないと解される。

キ 他方、同じく不動産取得税課税内訳書に記載されている情報で、不動産登記簿によって確認することができないものとして、登録価格、評価格、控除額、課税標準額、税額、課税番号及び調査番号、摘要等がある。

これらの情報のうち、登録価格は、法人の所有する資産の評価に関する情報であり、通常公にされることのない企業の経営情報であることから、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と解される。

法による固定資産課税台帳の閲覧制度や土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度があるが、閲覧又は縦覧することができる者が限られており、さらに、後者については縦覧期間が限られていることから、広く一般に公開されている情報とは認められない。

したがって、登録価格は、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当すると解され、それに基づいて算出される評価格、控除額、課税標準額、税額も同様である。

課税番号及び調査番号は、課税等の実務において、迅速で正確な事務処理のために必要な情報として使用されており、公にすることにより、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第6条第6号に規定する非公開情報に該当すると解される。

摘要等には、公にすることにより、法人の所有する資産に関する情報等、通常公にされることのない企業の経営情報が記載されることがあり、そのような情報は、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがある情報と解される。したがって、条例第6条第2号に規定する非公開情報に該当すると解される。

ク なお、取得者が同時に取得した本件土地以外の土地に関する情報は、公開請求書の記載によれば、本件公開請求の対象外の情報と解されるが、取得者が同時に取得した本件土地を含む土地の総筆数は、本件公開請求の対象と解され、不動産登記簿により公になっている情報から取得することができる情報であり、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解される。

(2) 不動産取得申告書について

不動産取得申告書の記載内容については、不動産取得税課税内訳書と同様と解される。

(3) 納税状況名寄照会について

納税状況名寄照会の記載内容のうち、税額・徴収額、徴収未済額等法人の納税状況が明らかになる情報は、通常公にされることのない企業の経営情報であるから、条例第6条第2号に規定する非公開情報と解されるが、それ以外の情報は、不動産取得税課税内訳書と同様と解される。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人の主張は、主として本件土地に関する種々の事情を主張して、条例第8条による公益上の理由による裁量的公開を求める趣旨と解されるが、条例第8条によるまでもなく、本件公文書の非公開情報該当性については以上のとおりであり、異議申立人の主張はこの判断に影響を及ぼすものではない。

3 条例第9条適用の適否について

(1) 諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第2号、第4号及び第6号に該当する非公開情報を公開することになると主張する。

(2) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

(3) 不動産取得税課税内訳書については、上記2(1)エのとおり、本件法人が本件土地を取得したという情報や不動産取得税が課税されているという情報は、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解されるのであるから、当該公文書の存否を答えるだけで、当該非公開情報を公開することとなるものとは認められない。

不動産取得申告書については、上記2(1)カのとおり、申告の有無が条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解されるのであるから、当該公文書の存否を答えるだけで、当該非公開情報を公開することとなるものとは認められない。

納税状況名寄照会については、その存否を明らかにすることにより、法人の納税状況が明らかになるわけではなく、上記2(1)エのとおり、本件法人が本件土地を取得したという情報や不動産取得税が課税されているという情報は、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報に該当しないと解されるのであるから、当該公文書の存否を答えるだけで、当該非公開情報を公開することとなるものとは認められない。

(4) 以上のとおりであるから、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第2号、第4号及び第6号に規定する非公開情報を公開することになるという諮問庁の主張は、妥当性を欠くといわざるを得ない。

したがって、諮問庁としては、本件公文書に係る条例第9条に基づく非公開決定処分を取り消し、本件公文書の存否を明らかにした上で、改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審査の経過

年 月 日	経 過
18.3.24	・ 諮問書の受領
18.5.2	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
18.11.10 (第179回審査会)	・ 諮問庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
18.12.22 (第180回審査会)	・ 諮問庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
19.2.26 (第182回審査会)	・ 審議
19.3.19 (第183回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
19.4.20 (第184回審査会)	・ 審議 ・ 答申